

★ ^{よなばるちょうちいきせいかつしえんぎよてんとうじぎょう} 与那原町地域生活支援拠点等事業 ^{あんない} のご案内 ★

^{ちいきせいかつしえんぎよてんとうじぎょう} 地域生活支援拠点等事業とは、^{しょう}障がい者の^{しや}重度化・^{じゅうどか}高齢化や「^{こうれいか}親亡き後」を見据え、^{おや}コーディネーターを軸とした^な関係機関が^{あと}協力して、^{みす}障がいのある方やその^{かた}家族の^{かぞく}生活を^{せいかつ}地域で^{ちいき}支える^{ささ}仕組みです。

たとえば…

^{かぞく}家族が^{きゅう}急に^{たお}倒れたら…



^{さいがいなど}災害等で^{じたく}自宅に^す住むことができなくなったら…



^{かぞく}家族が^{じこ}事故にあったら…

^{わたし}私に何か^{なに}あったら、^{しょう}障がいを持つ^ここの子は^こどうなるんだろう…。

^{かぞく}ご家族の方の^{かた}病気や^{びょうき}事故など「^{じこ}もしも」の^{きんきゅうじ}緊急時に^{そな}備えて、^いコーディネーターが^{さきさが}行き先探しの^{てつだ}お手伝いをします！

★^{じぜん}事前のご登録^{とうろく}をおすすめします★

^{ちいきせいかつしえんぎよてんとうじぎょう} 地域生活支援拠点等事業では、^{きんきゅうじ}緊急時の^{そうだん}相談や^{たいおう}対応を^{えんかつ}円滑に^{おこな}行うため、^{じぜん}事前のご登録を^{ねが}お願いしています。^{しょう}障がいをお持ちの方で、「^も対象者の^{かた}要件」のいずれかに^{たいしやうしや}該当している方は、^{ようけん}いしやうかた ^{がいとう}がいていしや ^{かた}かた ^{よなばるちょうやくばふくしか}与那原町役場福祉課または^{そうだんしえんせんもんいん}相談支援専門員(^{けいかくそうだんいん}計画相談員)へ^{そうだん}ご相談ください。

◇^{たいしやうしや}対象者の^{ようけん}要件◇

1. ^{かぞく}家族が^{こうれい}高齢(8050問題を抱える^{もんだい}世帯) ^{かか} 2. ^{せたい}ひとり親^{おやせたい}世帯
3. ^{どつきよ}独居で^{かぞく}家族と^{そえん}疎遠 ^{せたい} 4. ^{ふくすうめいしえん}世帯で^{ひつよう}複数名^{せたい}支援が^{ふく}必要
5. ^{いりようてき}医療的ケアを^{ひつよう}必要とする^{しょう}障がい^{じしや}児者が^{せたい}いる^{さいがいじ}世帯(^{ていでんじ}災害時、^{たいおう}停電時^{ひつよう}に対応が^{せたい}必要な^{ふく}世帯を含む)
6. ^{さいがいじ}災害時の^{ひなん}避難が^{でき}出来ない、また^{ひなん}避難の^{ほんだん}判断が^{せたい}できない^{せたい}世帯
7. ^{じょうき}上記に掲げる^{かか}者の^{もの}ほか、^{ちょうちょう}町長^{ひつよう}が必要と^{みと}認める^{もの}者

Q コーディネーターってどんな人なの？

よなばるちょうふくしか きかんそうだんいん ぜんたい
与那原町福祉課の基幹相談員が、全体のコーディネーターとして拠点利用申請の受付や面談、
きんきゅうじ そうだんうけつけ つと
緊急時の相談受付などを務めます。

きんきゅうじたい はっせい きんきゅうじうけい たいおう しえん ひつよう とき しょうがいふくし う
緊急事態が発生し、緊急時受入れ対応などの支援が必要な時には、障害福祉サービスを受け
ている方は担当の相談支援専門員(計画相談員)がコーディネーターを務めます。それ以外の方
は、きかんそうだんいん いたくそうだん ちてき しんたい よなばるちょうしゃかいふくしきょうぎかい じどう
基幹相談員や委託相談(知的・身体:与那原町社会福祉協議会、児童:さぼーとせんたーい)、
せいしんほけんふくしし ふくしか
精神保健福祉士(福祉課)がコーディネーターを務めます。

Q 緊急時の支援ってどんなことをしてくれるの？

かいご かぞく かた きんきゅうじたい はっせい のこ しょう かた たんどく せいかつ いじ
介護されているご家族の方に緊急事態が発生し、残された障がいのある方が単独で生活を維持
できない場合などに、それまでの備えに基づいてコーディネーターが短期入所施設などの受け入
れ場所を手配するほか、うけいれ さき えんかつ かいご しえん う じょうほうていきょう おこな
受け入れ先で円滑に介護や支援を受けるための情報提供を行います。

Q 登録を考えているけど、障害者手帳を持っていません(障害福祉サービスを受けたことがありません)。どうしたらいいの？

この事業で行う支援は、しょうがいふくし サービス事業所などがきょうりょく おこな
この事業で行う支援は、障害福祉サービス事業所などが協力して行いますが、「もしも」の時
の備えには、これからてちょう しゅとく
の備えには、これから手帳を取得する、あるいはサービスを利用することも含まれると考えられ
ます。まずはふくしか そうだん
ます。まずは福祉課にご相談ください。



よなばるちょう しょうさい けいさい
与那原町のホームページに詳細が掲載されています。

【 資料請求・お問い合わせ 】

よなばるちょう ふくしか
与那原町 福祉課 ☎098-945-1525